

# 目的預金専用普通預金口座取引規定

## 1. (概要)

- (1) 目的預金専用普通預金口座（以下、「本口座」といいます。）とは、「はまぎん 365」（以下、「アプリ」といいます。）の目的預金機能の利用にあたり、アプリで開設することができる、通帳やキャッシュカードを発行しない（媒体不発行方式）普通預金口座です。開設にあたっては、アプリ上で所定の方法によりお申し込み手続きをおこなってください。
- (2) 既存の普通預金口座を本口座へ切り替えることはできません。本口座を媒体発行方式の普通預金口座へ切り替えることもできません。

## 2. (お取引の制限等)

本口座では、アプリを通じた、別途『はまぎん 365 利用規定』に規定する紐づけ口座（以下、「紐づけ口座」といいます。）との間での振り替えのみご利用になれます。そのため、お預け入れ、払い戻し等のお取り引きを現金自動入出金機（ATM）や当行本支店窓口でおこなうことはできません。また、各種料金等の自動支払いをすること、給与、年金および配当金の自動受取口座として指定すること、〈はまぎん〉マイダイレクトに登録することもできません。

## 3. (届け出の印鑑)

- (1) 本口座を開設した時点における紐づけ口座の預金店を本口座の預金店とします。
- (2) 本口座を開設した時点における紐づけ口座の届出印を本口座の届出印とします。

## 4. (目的預金の利用解除等)

- (1) アプリから目的預金利用解除の手続きをおこなった場合、本口座内の残高は、全額紐づけ口座へ入金されます。『はまぎん 365 利用規定』に規定するアプリ利用解除した場合も同様です。
- (2) 本口座を解約する場合には、前項に定める目的預金利用解除等をおこなったうえで、当行本支店窓口で解約手続きをおこなってください。

## 5. (普通預金規定の適用)

本規定は、普通預金取引規定に優先して適用されます。本規定に定めのない事項については普通預金取引規定にもとづいてお取り扱いします。

以上